

令和5年度
小城市決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

小城市監査委員

小監第37号

令和6年8月6日

小城市長 江里口 秀次 様

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 永松 和久

令和5年度小城市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度小城市決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和5年度小城市決算に係る健全化判断比率 及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和5年度決算」という。）に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年8月2日から令和6年8月6日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等を照合し、また、審査に当たっては関係職員の説明を求め、確認を行った。

第4 審査の結果

1 総合的意見

審査に付された、次の令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠し適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等と符合し、いずれも適正であると認められた。

（1）健全化判断比率

（単位：%）

| 健全化判断比率 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|-------|-------|-------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | — | — | 13.01以上 | 20以上 |
| 連結実質赤字比率 | — | — | — | 18.01以上 | 30以上 |
| 実質公債費比率 | 9.3 | 8.4 | 7.4 | 25以上 | 35以上 |
| 将来負担比率 | — | — | — | 350以上 | |

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字額が無い場合は、「—」で表示した。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

| 会計名 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 経営健全化基 準 | 区分 |
|---------|-------|-------|-------|----------|-------|
| 水道事業会計 | — | — | — | 20 以上 | 法適用企業 |
| 病院事業会計 | — | — | — | 20 以上 | |
| 下水道事業会計 | — | — | — | 20 以上 | |

備考：資金不足比率の算定において、赤字額が無い場合は、「—」で表示した。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和5年度の実質収支が黒字となっているため、実質赤字比率は該当していない。

(2) 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質収支が黒字となっているため、連結実質赤字比率は該当していない。

(3) 実質公債費比率について

令和3年度から令和5年度の3か年平均である実質公債費比率は、前年度に比べて0.9ポイント上昇し9.3%となったが、早期健全化基準である25%を下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額は、充当可能財源等を下回っている。

(充当可能財源等には、鉱害復旧施設維持管理基金が含まれている。)

(5) 資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、各会計ともに資金の不足額は発生していない。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

4 まとめ

令和5年度の財政健全化判断指標は、いずれも早期健全化基準を下回った。また、資金不足比率においても、経営健全化基準を下回っており、その限りでは「良好」な状態にあると言えるが、依然として依存財源に頼る財政状況であり、財政分析では弾力性が失われつつある。

この結果はひとつの目安ではあるが、今後とも健全な財政運営及び経営改善に努められるよう望むものである。

